

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【公開番号】特開2001-337332(P2001-337332A)

【公開日】平成13年12月7日(2001.12.7)

【出願番号】特願2001-88738(P2001-88738)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1339 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

G 02 F 1/1343 (2006.01)

G 03 B 21/00 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1339 5 0 0

G 02 F 1/1333 5 0 0

G 02 F 1/1343

G 03 B 21/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月20日(2008.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】表示装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一対の基板の間隔を一定に保つための壁状スペーサと、

前記一対の基板間に挟持された液晶と、を有することを特徴とする表示装置。

【請求項2】

一対の基板の間隔を一定に保つための壁状スペーサと、

前記一対の基板間に挟持された液晶と、を有し、

前記壁状スペーサの断面形状はストライプ状であることを特徴とする表示装置。

【請求項3】

一対の基板の間隔を一定に保つための壁状スペーサと、

前記一対の基板間に挟持された液晶と、を有し、

前記壁状スペーサは枝部を有することを特徴とする表示装置。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項において、

前記一対の基板の一方に設けられた、ストライプ状の断面形状を有するソース配線を有することを特徴とする表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項において、

前記一対の基板の一方に設けられた凸形状のソース配線を有することを特徴とする表示

装置。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 請求項 3 のいずれか一項において、

前記一対の基板の一方に設けられたソース配線を有し、

前記壁状スペーサは前記ソース配線上に設けられることを特徴とする表示装置。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 請求項 6 のいずれか一項において、

前記一対の基板に設けられた配向膜を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 請求項 6 のいずれか一項において、

前記壁状スペーサの側面を覆う配向膜を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 9】

請求項 1 至乃 請求項 8 のいずれか一項において、

前記壁状スペーサは、前記一対の基板の一方の面に対し傾斜した側面を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 10】

請求項 9 において、

前記壁状スペーサの前記傾斜した側面と前記一対の基板の一方の面とがなす角は 75 . 0 ° ~ 89 . 9 ° であることを特徴とする表示装置。

【請求項 11】

請求項 1 至乃 請求項 10 のいずれか一項において、

前記壁状スペーサは、アクリル系、ポリイミド系、ポリイミドアミド系、エポキシ系の少なくとも一つを主成分とする有機系樹脂材料、もしくは酸化珪素、窒化珪素、酸化窒化珪素のいずれか一種類の材料あるいはこれらの積層膜からなる無機系材料であることを特徴とする表示装置。

【請求項 12】

一対の基板の間隔を一定に保つための第 1 の壁状スペーサ及び第 2 の壁状スペーサと、前記一対の基板間に挟持された液晶と、を有し、

前記第 1 の壁状スペーサは前記一対の基板の一方に設けられ、

前記第 2 の壁状スペーサは前記一対の基板の他方に設けられていることを特徴とする表示装置。

【請求項 13】

請求項 12 において、

前記第 1 の壁状スペーサ及び前記第 2 の壁状スペーサの断面形状はストライプ状であることを特徴とする表示装置。

【請求項 14】

請求項 12 において、

前記第 1 の壁状スペーサ及び前記第 2 の壁状スペーサは枝部を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 15】

請求項 1 至乃 請求項 14 のいずれか一項において、

前記液晶は負の誘電性異方性を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 16】

請求項 1 至乃 請求項 15 のいずれか一項の記載の表示装置を用いたことを特徴とするパソコン用コンピュータ、ビデオカメラ、携帯型情報端末、デジタルカメラ、プロジェクター、ヘッドマウントディスプレイ、カーナビゲーション、カーステレオ、DVD プレーヤー、または電子遊戯機器。